

# 高教組速報

2020 年度

第 7 号

2020 年 11 月 24 日

文責 寺田 杉

長崎高教組 長崎市 中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

## 11/20 賃金確定交渉最終交渉

### 臨時的任用教職員の待遇改善に係って高教組が要求してきた、

### 「空白の 1 日」の解消と準特地手当の支給対象を改善させました

高教組は 11 月 20 日、賃金確定交渉の最終交渉を行いました。交渉には高教組から本部役員 7 人と牟田長崎支部支部長が参加し、県教委から上原教職員課長、山崎人事管理監、本村参事他 5 人が参加しました。職場から集約された「重点要求署名」56 筆（累計 1791 筆）を鍛冶委員長から県教委に手渡ししました。

臨時的任用者にかかる待遇については、一定改善させることができました。長時間労働是正のために、勤務時間外の家庭訪問や PTA の業務について、勤務時間の割り振り変更を高教組は要求していましたが、県教委は難色を示しました。交渉の詳しい内容は 12 月 5 日付けの高教組新聞に掲載します。以下、概要です。

**要求実現 1 空白の 1 日の解消** 令和 3 年度から、次の年度も臨時的任用教職員を続ける場合は年度と年度の間に「空白」を設けず、途切れなく継続して任用されます。「空白」があるとボーナスに影響があるため、高教組は「空白」の解消を県教委に強く求めていました。「空白」を解消していないのは九州では長崎県だけが取り残されてきました。

**要求実現 2 準特地手当の支給の改善** 離島地区の学校に異動したことに伴い住居を転居した職員に、異動後 6 年間だけ支給されます。（異動後 5 年間は支給額の 4%、6 年目は 2%）離島の学校で臨任を連続した場合、転居を伴わない異動とみなされ支給されませんでした、しかし特例として同じ学校で臨任から新規採用された場合は転居せずとも支給されてきた実態があり、高教組はこの不均衡を解消するよう要求していました。結果、連続して臨任の場合にも支給すると改善させました。

**県教委：時間外の家庭訪問はお願いベースになると思う。**

**高教組：何でもかんでもお願いです、にはならない。**

**それでは現場の教職員の納得は得られない。**

高教組は、生徒指導上等、土日等も含め勤務時間外にする家庭訪問の勤務の扱いについて、県教委の考えを質しました。県教委は「お願いベース」でと答え、どうしても緊急の場合は別として、家庭訪問は勤務時間内でやってほしいと答えました。高教組は「勤務として扱わないとおかしい。そこをお願いですと、何でもかんでもお願いです、にはならないだろう。生徒を指導しないといけない、教員の仕事として行くわけだから。それでは現場の教職員の納得は得られない」と厳しく批判し、そこは勤務として扱って「勤務時間の割り振り変更」にしないと、勤務上の扱いがおかしくなる。あくまでも「お

願いだ」と言うのなら、そういうレベルで、PTA の業務や行事に教職員が携わるということが、現場の感覚としては非常に納得しがたい、と再度批判し、割り振りできるよう検討することを強く求めました。

「働きやすい職場作りアンケート」、「重点要求署名」にご協力ありがとうございました。県教委にこれだけの教職員の要求、声があることを示し、県教委としてそれに応えるか等交渉することができました。気持ちよく働くことができる職場にするため、あなたの高教組加入をお待ちしています。